

病床機能報告制度 スケジュール

時 期	予 定
9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働省 HP 上に病床機能報告制度専用ページ立上げ ● 同ページ上に以下が掲載され次第、医療機関において報告データの作成・保存可能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告マニュアル（ウェブサイトの使い方） ・ 報告様式（Excel ファイル） ・ 記入要領 ● 疑義照会窓口立上げ ● 紙媒体提出希望の受付開始 <p style="margin-left: 20px;">※ インターネット環境がない又は紙レセプトによる診療報酬請求を行っている医療機関等が対象</p>
9月19日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 病床機能報告対象医療機関（一般病床または療養病床を有する病院または診療所）に対して、委託業者より以下を発送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関 ID や疑義照会窓口等を記載した文書 ・ 報告マニュアル ● 紙媒体提出希望のあった医療機関に対し、紙様式を発送
10月1日～ 11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関から報告データの提出受付 <p style="margin-left: 20px;">※ 提出方法は以下のいずれかから、医療機関ごとに選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電子記録媒体（CD-R 等）の郵送 ② 電子ファイルを専用ページ上へアップロード ③ 紙媒体の郵送 <p style="margin-left: 20px;">※ 並行して、全国共通サーバにおいて NDB から病院ごとの医療内容に関する項目を集計</p>
11月第3週 ごろ	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託業者より NDB の枠組みを活用して集計した医療内容に関する項目の確認用データを発送
11月28日 まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託業者より <ul style="list-style-type: none"> ・ 未提出医療機関があれば督促 ・ データに不備がある医療機関へ修正依頼
12月12日 発送予定	<ul style="list-style-type: none"> ● NDB の枠組みを活用して集計した医療内容に関する項目に修正・追加がある医療機関は返信
12月19日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託業者は、レセプト情報の確認結果を踏まえた集計結果を都道府県に提供 <p style="margin-left: 20px;">〔引き続き、未提出医療機関があれば督促 ・未提出医療機関によるデータ提出は引き続き受け付けるが、12月中旬をメドにそれまでに提出されたデータを集計し、未提出医療機関リストとともに都道府県に提供〕</p>
12月19日 以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 12月下旬以降、必要に応じて、都道府県において未提出医療機関への督促
3月2日 まで (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託業者より以下を都道府県へ送付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終版の報告データ <p style="margin-left: 20px;">※ 11月14日以降提出されたデータのうち、2月中旬ごろまでに提出されたものは最終版データに反映</p> ・ 最終的な未提出医療機関リスト